

税務署で行う確定申告

下記に該当する方は、札幌北税務署で確定申告をしてください（市内の申告会場ではできません）。

- ①営業や請負などの事業収入がある方 ②不動産収入がある方 ③報酬がある方
- ④土地建物・株などの譲渡所得がある方、先物取引に係る所得がある方
- ⑤初めて住宅借入金等特別控除を受ける方 ⑥雑損控除を受ける方

日 2/16(月)～3/16(月)9時～16時

※土・日・祝日除く。ただし、3/1(日)のみ電話相談と会場での申告ができます

所 札幌北税務署（札幌市北区北31西7・3・1）

☎011・707・5111

混雑回避のため、申告会場へ入場の際は「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に受け取れます。配布状況に応じて後日の来場となる場合もありますので、詳細は国税庁HPをご確認ください。

便利な電子申告(e-Tax)

電子申告(e-Tax)のサービスを利用すると、税務署に出向くことなく、自宅でパソコンやスマートフォンを通じて確定申告ができます。

●メリット

- ・期間中は24時間申告可。インターネットを利用して申告会場に出向く必要なし！
- ・社会保険料控除や生命保険料控除の証明書などの添付書類の提出または提示が省略できます ※5年間の保管は必要
- ・所得税の還付が早い！（税務署の申告会場で申告した場合は1ヶ月半程度、自宅などで電子申告(e-Tax)した場合は3週間程度）
- ・申告書などの提出事実や提出年月日を確認できる！



▲押なつについて

※国税庁・国税局・税務署では申告書などの控え（書面）に収受日付印の押なつを行いません

※電子申告(e-Tax)では申告の履歴がデータで残り、受領の確認ができます

●必要なもの

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンのいずれか
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、税務署が発行するIDとパスワード



▲国税庁HP

電子申告を行わない場合

各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますので、ご利用ください。

インターネット環境のある方は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、簡単に申告書を作成できます。

印刷後、必要書類を添付して下記へ郵送してください。

[提出先] 札幌北税務署 ☎001-0031 札幌市北区北31西7・3・1

※市役所1階15番窓口に税務署へ引き継ぐための箱を用意しますが、お急ぎの方は税務署へ郵送か持参してください

令和7年度税制改正（いわゆる年収の壁への対応）について

詳細は市HPをご覧ください。

- ・給与収入金額が190万円以下の方について、給与所得控除額の最低保障額が10万円引き上げられます
- ・現行「103万円まで」の子などの給与収入について、「160万円まで」を対象とする特定親族特別控除が創設されます
- ・所得控除や非課税基準の適用に係る合計所得金額要件などが見直されます
- ・基礎控除額の上乗せ特例（所得税）があります

▶市HP（概要）



▶市HP（よくある質問）



問合せ

◆申告や住民税の課税

税務課市民税担当 ☎72・3119

◆国民健康保険税

国民健康保険課賦課・資格担当 ☎72・3123

◆後期高齢者医療保険料

国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72・3125

◆障害者控除対象者認定書・介護保険料

高齢者支援課 ☎72・7017（認定書）
☎72・6121（介護保険料）

◆障害者手帳など

障がい福祉課 ☎72・3194

◆マイナンバーカードの交付

市民課 ☎72・3165

◆国民年金保険料の控除証明書・公的年金等の源泉徴収票など

日本年金機構 札幌北年金事務所 ☎011・717・4133
〒札幌市北区北24西6

◆確定申告全般・所得税の還付

札幌北税務署 ☎011・707・5111
〒札幌市北区北31西7

◆給与所得の源泉徴収票の交付・再発行

お勤めしている（していた）事業所

昭和・平成の生活資料から

令和7年の寄贈資料から

いしかり砂丘の風資料館では、この1年間に寄贈いただきました資料を、冬季のテーマ展「資料館のお宝2026」で展示します。

写真①は、浜益小学校の通学カバンです。聞き取りによると、旧浜益村の旧黄金小学校や旧浜益中央小学校で昭和50年代から使用され、現在の浜益小学校でも平成21年に入学した児童まで使われていたようです。カバンを持ってみると軽量であることが分かります。カバンの横には黄色の毛糸で編んだ鐘形のカバーの内部に、鈴のついた飾りが下げられています(写真②)。この鈴飾りの由来についてはよく分かっていませんが、現在も続いているそうです。

写真③は、石狩川下流域で使用されたヤツメウナギ用のドウです。高さは約140cm、開口部の直径は約70cmあります。ヨシで作られ、昭和に

使用されていました。当時は冬季に結氷した川に穴を開けて、餌を入れたドウを設置し、捕獲していたそうです。冬季のヤツメウナギは脂がおり、かば焼きなどにして食べられました。ところで、いただいたドウをクリーニングしていたところ、なんと中から魚骨1点が見つかりました(写真④)。ゴダッペ(カワカジカ?)とみられ、このドウを川に仕掛けた時に入り込んだ魚が、白骨化して残つたものと思われます。

写真⑤は、ガンタという道具です。丸太を動かすための林業用の道具として知られています。このガンタは石狩川下流で流木を移動させるために、20年くらい前まで使用されていました。

※魚の種類は調査中。ハゼ科のウキゴリの仲間も「ゴダッペ」と呼ばれているようですが、昭和や平成のモノ・コトから考えてみませんか。

(荒山千恵)



写真① 浜益小学校で使用されていた通学カバン(平成20年ごろに使用されていたもの)



写真② カバンに下げられた鈴飾り



写真⑤ ガンタ(長いもので135cm)

写真④ ドウの中に入った魚骨



写真③ ヤツメウナギ用のドウ



学芸員
荒山千恵
Chie Arayama
専門分野は考古学。
遺跡の調査をはじめ、
出土した木の道具、
音の考古学などの研究を行なう。

テーマ展 資料館のお宝2026

日 4(日)~3/30(月)9時30分~17時
料 入館料大人300円、中学生以下無料
所 いしかり砂丘の風資料館(弁天町30・4)

問文化財課 いしかり砂丘の風資料館☎62・3711 ※火曜休館